

令和2年度第3回 柏市地域包括支援センター運営協議会

要旨

1 議題

- (1) 柏市地域包括支援センターの事業評価について
- (2) 令和3年度柏市地域包括支援センターの運営方針について

2 報告事項

- (1) 介護予防支援及び総合事業に関わるケアマネジメント業務の委託について

議題(1)

柏市地域包括支援センターの事業評価について

1 議題

(1) 柏市地域包括支援センターの事業評価について

- 市町村では、地域包括支援センターの事業の質や実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、その他必要な措置を講じ、事業の質の向上を図らなければならないとされています。
(根拠法令：介護保険法第115条の4第4項及び介護保険法第115条の4第9項)
- 柏市では、次のとおり評価を実施しています。

評価内容		対象
1. 国が実施する全国統一の評価指標による評価		柏市及び各地域包括支援センター
2. 柏市独自の評価	(1) 全国統一の指標に基づいた柏市独自の指標による評価 ①自己評価 センター職員による評価 ②行政評価 自己評価を基に、センターの委託法人及びセンター職員に聞き取りを行い、実績・成果や課題を確認し、市が総合的に評価 ③運営協議会における承認	各地域包括支援センター
	(2) アンケート調査 センターの利用者及び関係者（柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、柏市民生委員児童委員協議会、市内居宅介護支援事業所、病院医療相談員）へアンケート調査を実施	

ア 令和2年度の柏市独自の評価について

(ア) 評価方法と評価項目

- 評価方法及び評価項目は、次のとおりです。

a 評価方法 ※ 組織・運営体制等の項目については、2段階評価（2,1）

3：積極的な取り組みを実施し、具体的な成果・効果があった

2：はい、または、仕様どおり実施した

1：いいえ、または、仕様に及ばない実施状況であった

b 評価項目 ※ ★は全国統一の指標，☆は市の独自指標

大項目	小項目	指標数	
1. 組織運営体制等	(1) 組織・運営体制	18	27
	(2) 個人情報管理	4	
	(3) 利用者満足度の向上	5	
2. 個別業務	(1) 総合相談支援業務	12	59
	(2) 権利擁護業務	14	
	(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務	7	
	(4) 地域ケア会議	10	
	(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	11	
	(6) 事業間連携	5	
3. 柏市独自項目	(1) 認知症施策の推進	9	14
	(2) 一般介護予防事業	5	

(イ) 令和元年度からの変更点

- 各評価指標については、別添資料 1 新旧対照表のとおりです。

【主な変更点】

- ・重複、類似する指標の統合や削除により、前年度から14指標減とし、100指標とする
- ・全国統一指標の改正点を反映
- ・新型コロナウイルス感染予防対策等による事業内容に合わせた変更

(ウ) 評価実施スケジュール

時期	内容
2月	・運営協議会にて令和2年度事業評価について承認 ・各センターに令和2年度事業報告や令和3年度事業計画の提出依頼
3月	・各センターに自己評価の依頼 ・アンケートの配布
4～5月	・アンケート集計 ・各センターより令和2年度事業報告書及び令和3年度事業計画、自己評価の提出
5月～6月	・各センター及び法人に行政ヒアリング
7月	・令和2年度第1回運営協議会にて評価結果の報告と ・ホームページにて公表

- 以上、令和2年度の柏市独自の評価への御意見及び承認について、意見書へ御記入ください。

令和元年度の全国統一指標による事業評価 の全国集計結果（報告）

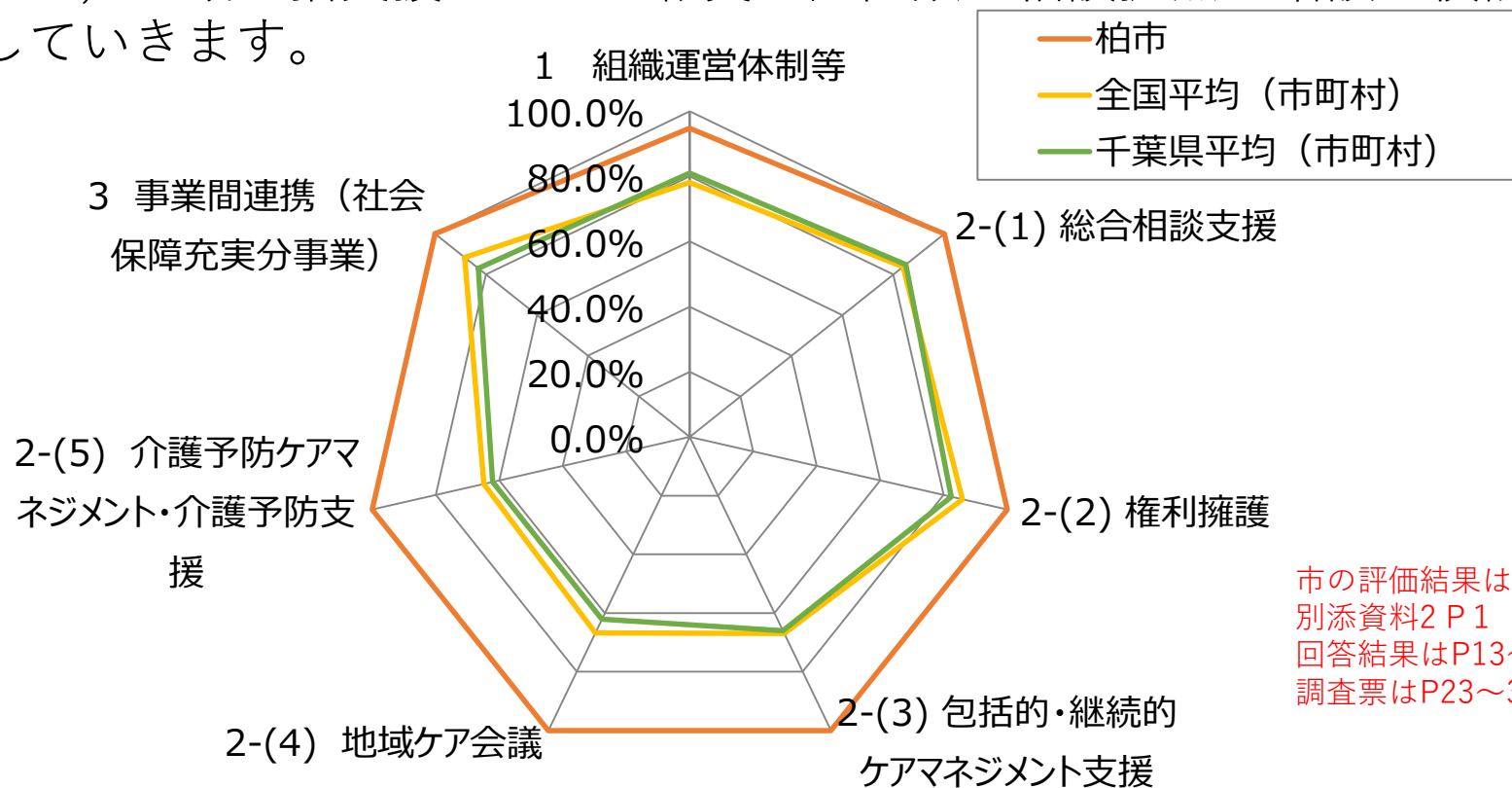
① 実施の流れ

- 令和元年度の全国統一指標による事業評価の全国集計結果の報告がありましたので、柏市及び柏市地域包括支援センターの評価結果を報告いたします。
- 評価実施の流れは、次のとおりとなっています。

実施時期	実施内容
令和2年 6月下旬	「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について（老振発0529第1号）に基づき、全国統一の指標による評価（市及び各センター評価）を国に提出 ※ 評価票については別添資料2 P23～47を参照
令和2年 12月下旬	全国集計結果の收受
令和3年 2月10日	評価結果について運営協議会へ報告

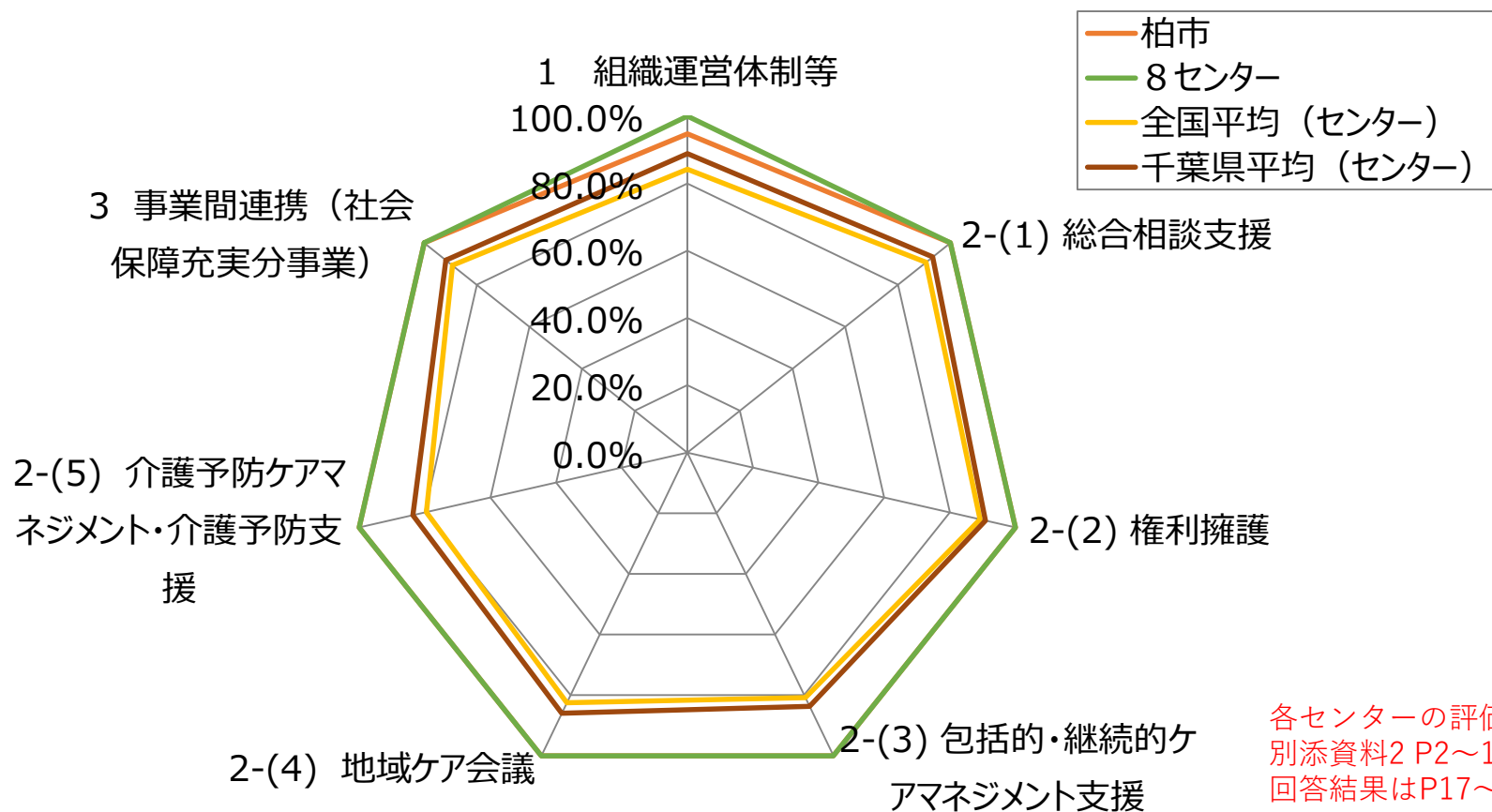
② 柏市の評価

- 柏市の評価結果は、各項目において、全国市町村の平均や千葉県
の平均を上回っています。
- 組織運営体制等においては、センターの3職種（準ずる者含む）一
人当たりの高齢者数（圏域内の高齢者数／センター人員）の状況が
1,500人以下ではないため、94.7%となっております。
- 第8期柏市高齢者いきいきプラン2-1において、令和3～5年度に
かけ、地域包括支援センター職員の配置数や相談拠点の増設を検討
していきます。



③ 柏北部・北柏・北柏第2・柏西口第2・柏東口第2・光ヶ丘・柏南部・沼南（8センター）の評価

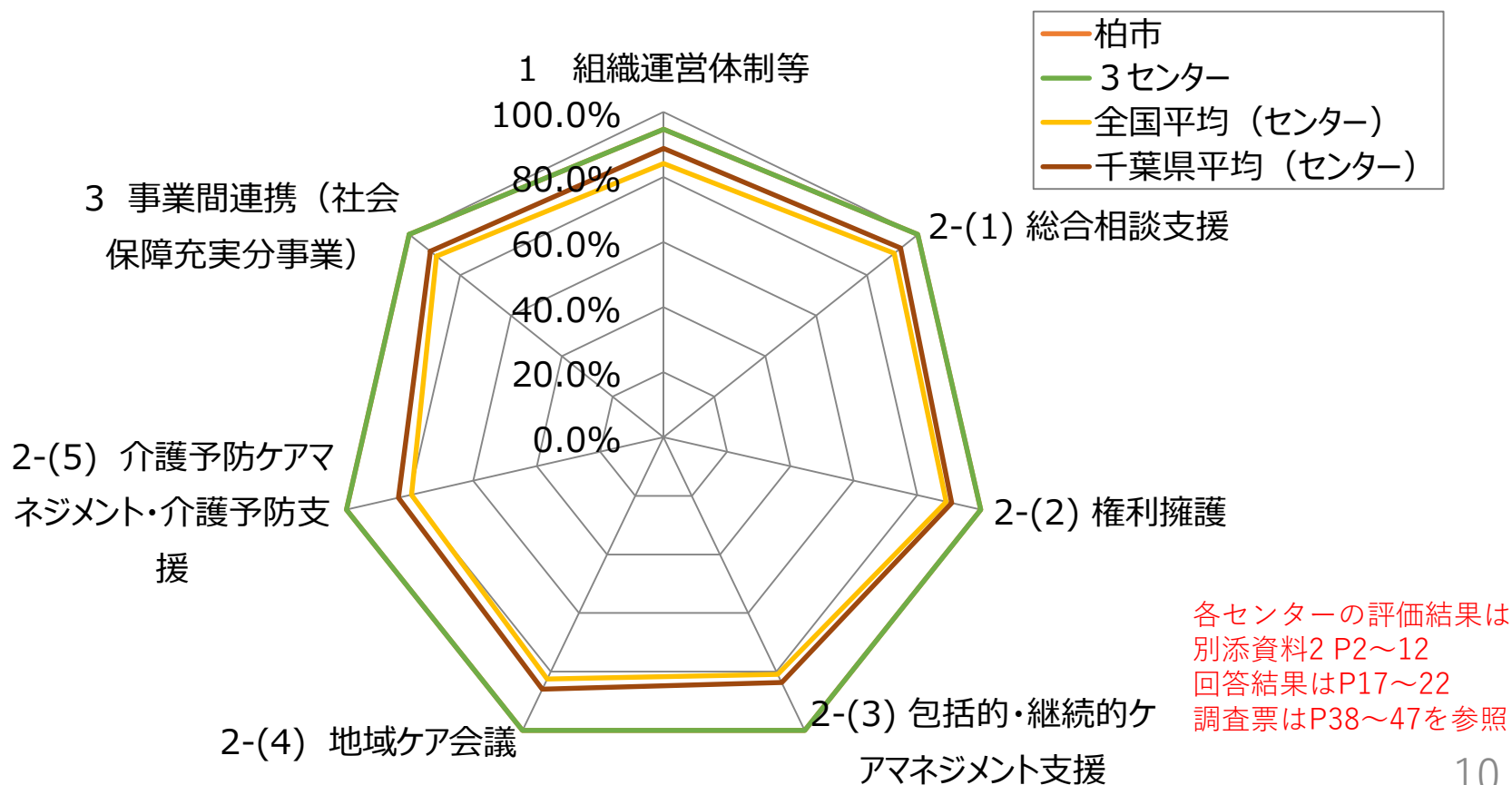
- 8つのセンターの評価結果は、全ての指標を満たしており、全国平均・千葉県平均を大きく上回っています。



各センターの評価結果は別添資料2 P2~12
回答結果はP17~22
調査票はP38~47を参照

④ 柏西口・柏東口・柏南部第2（3センター）の評価

- 3つのセンターの評価結果は、各項目において、全国平均・千葉県平均を大きく上回っています。
- 3つのセンターの組織運営体制等において、センター職員配置については、保健師でなく看護師を配置しているため、94.7%となっています。なお、厚生労働省の通知によるセンターの人員基準を満たした経験のある看護師を配置して適正な業務を行っています。



議題(2)

令和3年度柏市地域包括支援センターの
運営方針について

1 議題

(2) 令和3年度柏市地域包括支援センターの運営方針について ア 運営方針

- 市が地域包括支援センター業務を委託する場合は、方針を示すこととなっており、「柏市地域包括支援センター運営方針」を定めています。
(根拠法令：介護保険法第115条の4第1項及び施行規則第140条の67の2)
- 現年度からの主な変更点は、次のとおりです。

< 運営方針 > ※詳細は、別添資料3を参照

1 基本的運営方針

【変更点】

地域包括ケアシステムの中核的機関として、市・関係機関とともに、これまで取組んできた事業を途切れさせることなく地域で一体的に進めていく体制の実現を図る

2 地域包括支援センター業務実施方針

【変更点】

各業務に「取組みの視点」を記載

3 区域ごとの重点事業 ※変更なし

4 市及びセンター間の連携 ※変更なし

イ 委託内容（仕様書）

（ア）地域包括支援センターの主な事業

- 地域包括支援センター事業に変更はなく，主な事業は次のとおりです。

総合相談支援



包括的・継続的
ケアマネジメント支援

介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員の日常的業務に対する個別指導・相談のほか，資質向上のための事例検討会や研修の実施，社会資源等の情報提供を行う

月～土曜日の窓口開設

支援を必要とする高齢者や家族等からの相談を受け，適切な情報提供や支援を行う

権利擁護



権利擁護への対応・普及啓発

高齢者虐待や困難事例への対応や成年後見制度や消費者被害防止など，いざという時のための周知・啓発を実施

認知症総合支援

認知症の相談支援，見守り体制の構築
認知症の人の地域のつながりや介護者の介護負担を軽減する場を開催（2回以上）や正しい知識を伝えるための講座の開催等による普及啓発を行う。



一般介護予防

フレイル予防の啓発

フレイルチェック講座の開催（エリアごとに1回以上）やフレイル予防ポイント制度の周知・啓発を行う。



地域ケア会議

地域での課題の解決を検討

医療介護の専門職や民生委員などの地域関係者により，高齢者等が抱える個別課題や地域が抱える地域課題の解決策を検討する。



※詳細やその他事業については，別添資料4を参照

(1) 人員体制

- 現年度からの変更点は、次のとおりです。
※ 各センターの人員数については、スライド16参照

(1) 常勤職員 ※変更なし

担当エリアの高齢者人口に応じて5～7名を配置

(2) 非常勤職員（プランナー）

【変更点】

- ・ 要支援者の増加（予防プラン数の増加）を考慮し、定数を増員
- ・ 従事者の働き方への希望等を考慮し、勤務日数（担当プラン数）の増加や社会保険の加入を見込んだ勤務を可能とする

(3) 非常勤職員（事務補助員）

【変更点】

- ・ 常勤職員の事務負担の軽減を図るため、定数配置に変更
（各センター1名）

ウ 運営体制

- 令和3年度の運営体制は次のとおりです。法人の継続意向や第1回運営協議会にて適切なセンター運営である評価をいただいたことから、現法人へ継続して委託する予定です。

センター	担当地域	運営委託予定法人	人員体制 ※1			高齢者人口 ※2
			常勤	非常勤	計	
柏北部	田中	(福) 真和会	6	5	11	8,513
柏北部第2	西原, 柏の葉	アースサポート (株)	5	4	9	7,302
北柏	富勢	(公財) 柏市医療公社	5	4	9	7,391
北柏第2	松葉, 高田・松ヶ崎	(公財) 柏市医療公社	6	4	10	9,221
柏西口	豊四季台	(福) 豊珠会	6	6	12	8,312
柏西口第2	新富, 旭町	(福) 豊珠会	5	5	10	7,418
柏東口	柏中央, 新田原	(福) 生活クラブ	6	5	11	9,710
柏東口第2	富里, 永楽台	ミアヘルサ (株)	5	3	8	7,446
光ヶ丘	光ヶ丘, 酒井根	(福) 昌擁会	6	5	11	11,280
柏南部	南部, 藤心	(福) 昌擁会	7	3	10	12,441
柏南部第2	増尾	アースサポート (株)	5	3	8	7,351
沼南 ※3	風早北部, 風早南部, 手賀	(福) 柏市社会福祉協 議会	7	4	13	14,470
沼南 ブランチ			2	—		

※1 赤字は定数増 ※2 高齢者人口はR2.10.1現在 ※3 沼南と沼南ブランチの従事職員は流動的に勤務

エ 委託料の構成

- 委託料の構成は、次のとおりです。現年度からの変更はありません。

区 分		内 容	
運営費 (A)	人件費 (精算あり)	常 勤	給料, 職員手当, 法定福利, 退職手当引当金
		非常勤	賃金, 通勤費, 社会保険料
	事務費		高齢者人口に応じた固定額(4,000~4,200千円)
	施設賃借料等		家賃・駐車場等の実額
予防プラン報酬額(精算あり・B)		1年間の直営プラン作成による介護報酬額	
業務委託料(A-B)		センター運営費から介護予防支援等に係る報酬額を控除した額	

- 以上, 令和3年度運営方針及び仕様書, 運営体制への御意見及び承認について, 意見書へ御記入ください。

報告事項(1)

介護予防支援及び総合事業に関わる
ケアマネジメント業務の委託について

2 報告事項

(1) 介護予防支援及び総合事業に関わるケアマネジメント業務の委託について

- 地域包括支援センターでは、要支援、総合事業対象者のケアプラン作成について、地域包括支援センターから、その業務の一部を、指定居宅介護支援事業者に委託することができます。
- 新規委託事業者 1 事業所について、委託可能と判断し、委託可能時期より委託しています。(ア)
- 遠隔地居住者にかかる委託事業者 2 事業所について、居住地の市町村において指定介護予防支援業務における実績があるため、適切なサービス提供ができる事業者とみなしました。(イ)

ア 新規委託事業者の可否

事業所名	提供時間	人員体制	苦情対応	総合評価
①居宅介護支援事業所 スターリングケア	b	b	a	○

イ 遠隔地居住者にかかる委託事業者の了承

事業所名	所在地
①リバーサイド・ヴィラ居宅介護支援事業所	千葉県松戸市
②ケアメイト品川居宅介護支援事業所	東京都品川区

※詳細は、別添資料 5 を参照